

令和3年度第1回内灘町生活安全対策協議会会議次第

令和3年12月17日(金)16:00～
内灘町役場 1階 町民ホール

1. 町長挨拶

2. 委嘱状交付

3. 会長・副会長の選任

4. 議題

(1)内灘町等の交通及び治安情勢について

- ・河北郡市内の交通情勢について
- ・河北郡市内の治安情勢について

(2)内灘町の防犯・生活安全対策について

- ①交通安全対策事業について
- ②高齢者運転免許証返納支援事業について
- ③自主防犯組織の育成について
- ④防犯カメラの増設について
- ⑤通話録音機貸出について

5. 質疑応答

6. 閉会

交通事故の発生状況対比表

物損事故件数

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R2	津幡警察署	154	131	128	94	112	110	117	147	144	138	133	193	1,601
	内灘交番	41	33	34	28	28	35	32	35	42	51	40	54	453
R3	津幡警察署	203	137	131	117	141	110	125	127	118	123	142		1,474
	内灘交番	58	34	36	32	35	33	24	34	42	33	42		403

人身事故件数

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R2	津幡警察署	6	8	10	2	8	8	5	11	4	4	12	11	89
	内灘交番	1	1	4	1	2	1	4	2	0	0	4	6	26
R3	津幡警察署	4	5	18	7	6	8	9	10	6	8	8		89
	内灘交番	0	0	6	3	3	0	3	2	3	4	1		25

刑法犯認知件数

	令和2年(1月～11月末)		令和3年(1月～11月末)	
	津幡警察署	内灘交番	津幡警察署	内灘交番
凶悪犯罪 (強盗等)	1	0	1	1
粗暴犯 (暴行・傷害等)	19	7	30	6
窃盗犯	161	23	94	19
知能犯 (詐欺・横領等)	7	2	16	1
風俗犯 (わいせつ等)	1	0	4	1
その他の刑法犯 (器物損壊・住居 侵入等)	27	6	23	9
合 計	216	38	168	37

(2) 内灘町の防犯・生活安全対策について

①交通安全対策事業

●交通安全教室の実施

令和3年12月16日現在

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	38	31	26	24
参加人数	1,795	1,581	1,244	983

- ・交通安全教室 令和2年度は26回実施(保育所等8回 小学校12回 高齢者 6回)
- ・交通安全教室 令和3年度は24回実施(保育所等6回 小学校12回 高齢者 6回)

●防犯と交通安全推進隊活動実績

令和3年12月16日現在

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
早朝街頭指導	毎月1日・15日及び交通安全運動期間中			
防犯パトロール	19	19	39	34
交通安全運動	4回(春・夏・秋・年末)			
赤ランプ作戦	8	8	8	7
各種イベント活動協力	14	12	4	4
違法駐車排除パトロール	1	1	1	1

②高齢者運転免許証自主返納支援事業

令和3年12月16日現在

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
返納件数	69	122	80	68

- ・平成25年度12月より65歳以上の高齢者の運転免許証自主返納者に対し、支援を行っている。

- ・支援内容 ※以下より、重複可能で3点選択する。
 - ① 町コミュニティバス「なだバスナディ」定期乗車券5千円分
 - ② 町コミュニティバス「なだバスナディ」回数券5千円分
 - ③ サンセットカード商品券5千円分
 - ④ 北陸鉄道グループ利用券5千円分
 - ⑤ 展望温泉ほのぼの湯利用券5千円分

③自主防犯組織の育成について

●内灘町の自主防犯組織一覧

No.	組織名	設置年度	No.	組織名	設置年度
1	大根布小学校学校安全ボランティア隊	平成17年度	8	向陽台防犯パトロール隊	平成17年度
2	千鳥台「防犯自警パトロール隊」	平成17年度	9	旭ヶ丘防犯パトロール隊	平成17年度
3	西荒屋小学校安全ボランティア	平成17年度	10	向栗崎地区防犯パトロール隊	平成18年度
4	向栗崎小学校 PTA 学校安全ボランティア	平成17年度	11	緑台見守りボランティア 緑台防犯パトロール隊	令和3年度 平成18年度
5	鶴ヶ丘東防犯パトロール隊	平成17年度	12	宮坂区自主防犯パトロール隊	平成22年度
6	鶴ヶ丘四丁目防犯パトロール隊	平成17年度	13	アカシア町会防犯パトロール隊	平成25年度
7	鶴ヶ丘五丁目防犯パトロール隊	平成17年度	14	白帆台防犯パトロール隊	平成26年度

●自主防災組織育成補助金の推移

【概要】 上限50,000円で1/2を補助

令和3年12月16日現在

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付団体数	4	1	2	3
交付金総額	83,000	30,000	95,000	50,000

④防犯カメラの設置について

【目的】

公共施設、道路、公園、駐車場、駐輪場等、不特定多数の者が利用し、又は使用する施設及び場所に防犯カメラを設置することで、犯罪・事故等を未然に防止し、安心・安全な町づくりに資することを目的とする。

【設置場所等】

設置場所	所在地	設置台数	設置年度
内灘駅前	内灘町字向栗崎4丁目228番地	2台	H27
内灘海水浴場口交差点	内灘町字千鳥台4丁目143番地	1台	H27
内灘公民館前	内灘町字大舞台 427 番地	1台	H28
鶴ヶ丘中央公園	内灘町字鶴ヶ丘5丁目 1 番地44	1台	H28
栗ヶ崎駅前	内灘町字向栗崎 1 丁目391番地	1台	H29
町道向陽台 25 号線	内灘町字向栗崎ぬ 2 番地 2	1台	H29
鶴ヶ丘 55 号線	内灘町字大根布と 1-2 番地	1台	H30
ハマナス恐竜公園	内灘町字ハマナス 2 丁目 185 番地	1台	H30
道の駅内灘サンセットパーク	内灘町字大学 1 丁目 4 番地 1	1台	H30
白帆台第 4 公園	内灘町白帆台 2 丁目 590 番地	1台	H30
内灘町総合公園	内灘町字宮坂に 3 番地	2台	H30
緑台公民館	内灘町字緑台 1 丁目 270 番地	1台	R2
町道幹1号向栗崎・大根布線	内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地339地先	1台	R2
向栗崎交差点	内灘町字向栗崎2丁目 370 番地	1台	R3

【運用方針】 内灘町防犯カメラの管理及び運用に関する要綱を施行

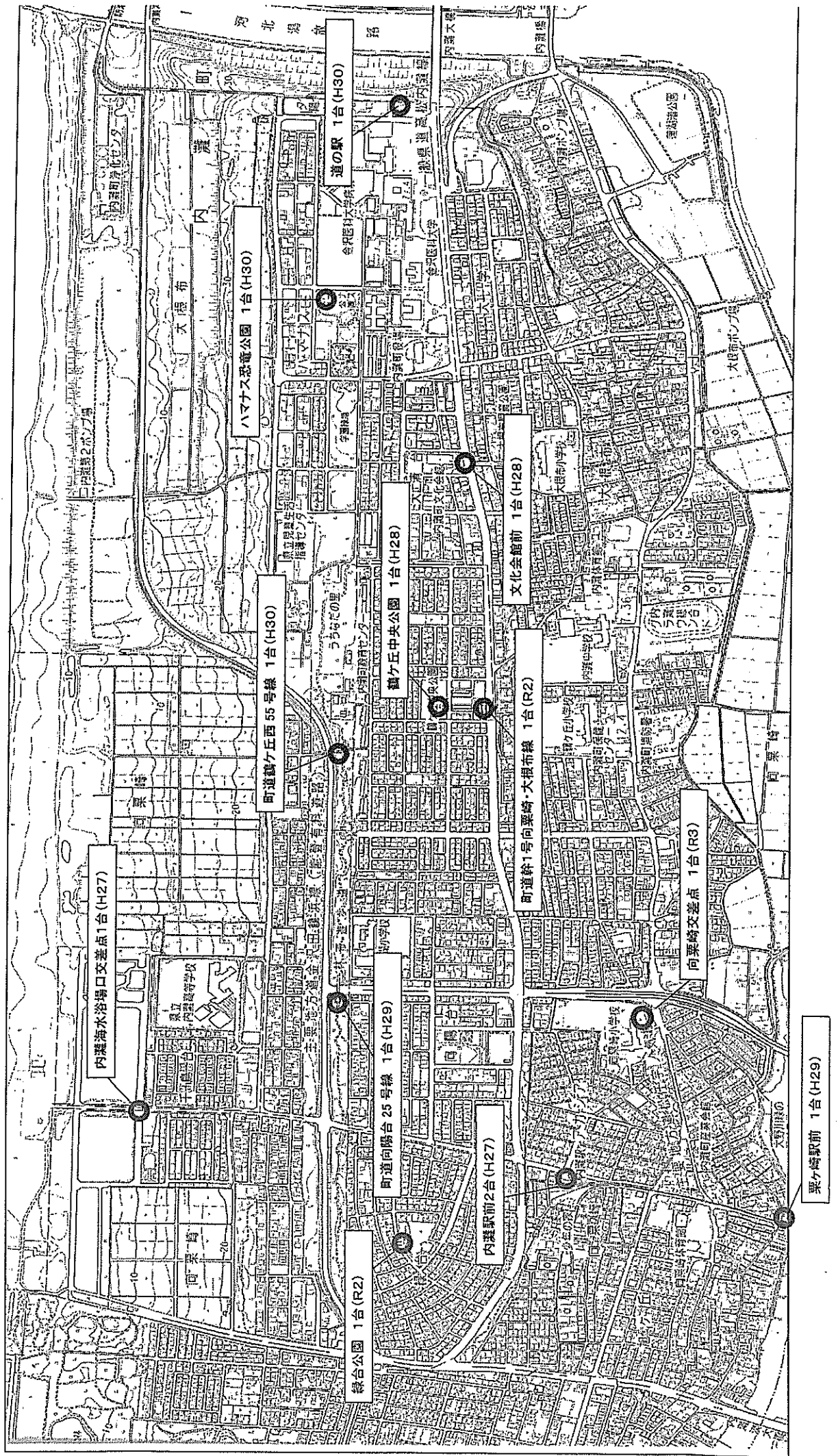
<概要>

- ① 管理責任者 内灘町総務課
- ② 稼働時間 1日24時間
- ③ 防犯カメラ稼働中の表示を明記
- ④ 録画画像の外部提供を原則禁止

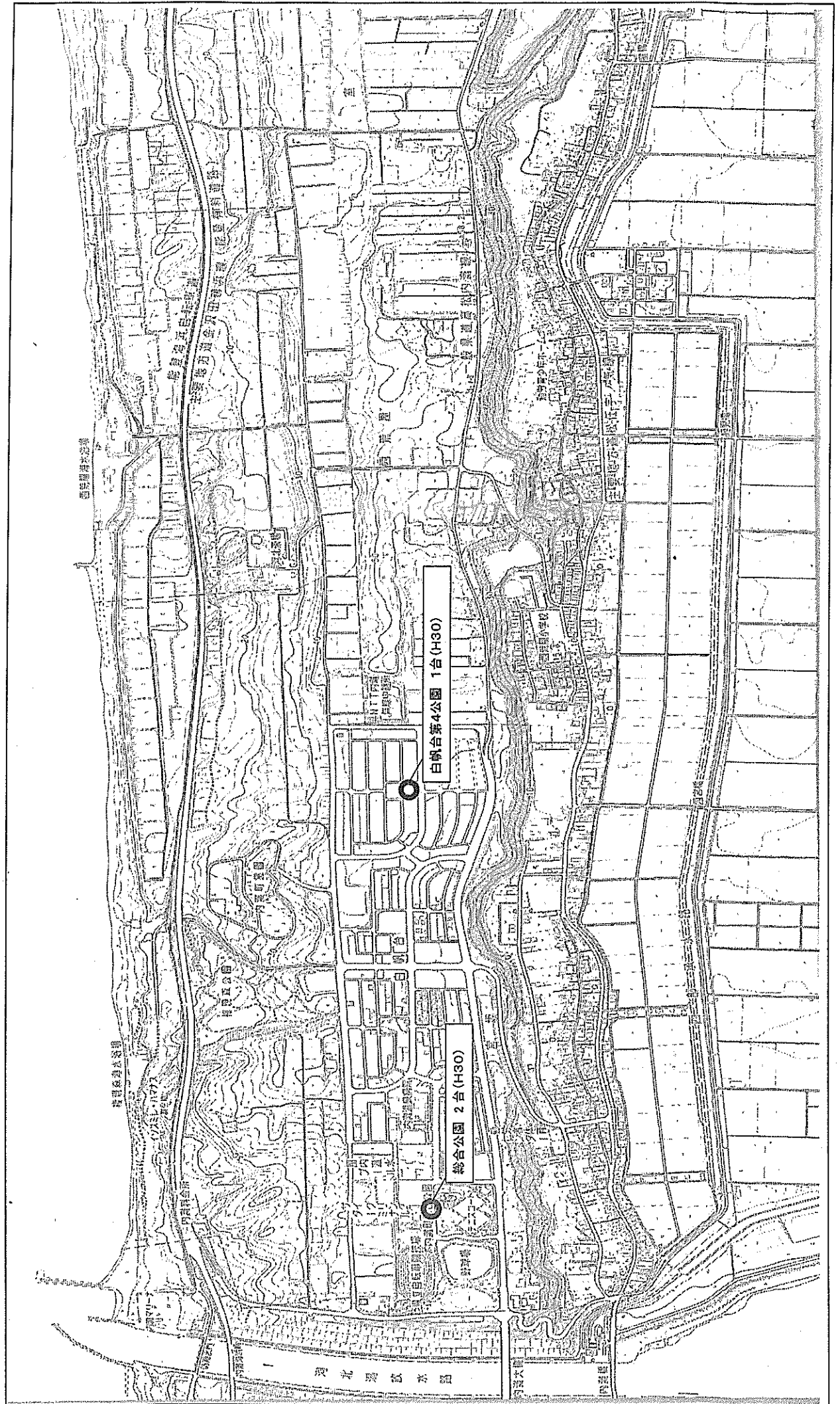
<外部提供できる場合>

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 町民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。
- (3) 法律に基づき国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。（※警察の犯罪捜査への協力等）

内灘町(南部)防犯カメラ設置箇所 R3.12.16 現在



内灘町(北部)防犯カメラ設置箇所 R3.12.16 現在



⑤通話録音装置の貸出について

【概要】

オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺被害が後を絶ちません。内灘町では、平成27年12月から町民の皆さまの財産を守るため、通話録音装置[振込め詐欺見張り隊(新117)]の貸出しを行なっています。

【振込め詐欺見張り隊(新117)とは?】

着信前に「この電話は振込め詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動録音されます」とアナウンスが流れます。

※電話がつながる前に、このメッセージが流れるため特殊詐欺等の被害防止につながると期待されます。

それでも電話がかかってきた場合は、全ての会話を録音します。

万が一のとき、予め登録した電話番号に自動通報する『大変だぁ〜』ボタンがついています。

【対象者】

- ◇満65歳以上の高齢者が居住する世帯員
- ◇過去に振り込め詐欺等の被害に遭ったことのある者
- ◇その他、町長が特に必要と認める者

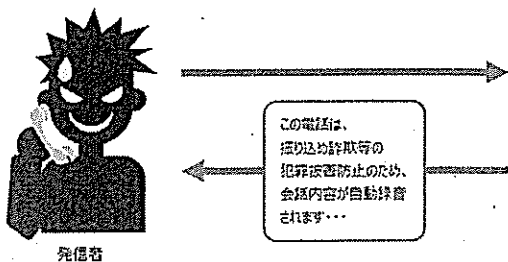
【貸出しの期間】

貸出決定日から1年間(更新可能)

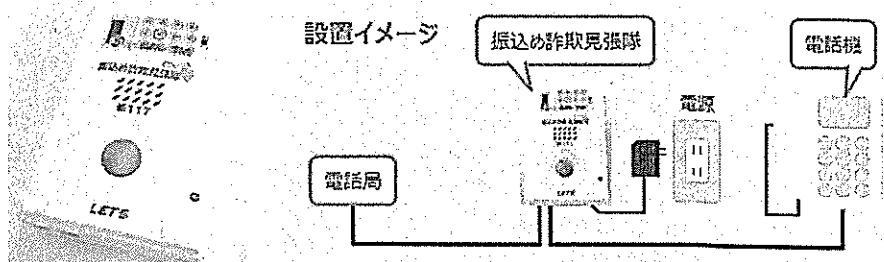
【申込方法】

内灘町社会福祉協議会または、内灘町役場総務課窓口にてご申請ください。

- ◇内灘町社会福祉協議会 TEL 076-286-6953
- ◇内灘町役場総務課 TEL 076-286-6720



▲使用イメージ



▲設置イメージ

(目的)

第一条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、もって町民の生活の安全を確保し、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 町民等 町民又は町内に滞在する者及び町内に所在する土地、建物等の所有者又は管理者をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第二条第二項に規定する被害者等をいう。

(町民等の責務)

第三条 町民等は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自ら生活安全上、必要とする措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 町民等は、自己の所有又は管理する土地、建物等に対して、犯罪、事故及び火災等災害の未然防止の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 町民等は、自己の所有又は管理する土地、建物に対して、青少年の健全な育成に有害な環境の浄化措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 町民等は、暴走族根絶運動の推進に努めるものとする。
- 5 町民等は、郷土愛の精神に基づき、公德心、自然に対する思いやりの心を高め、環境の美化・保全に努めるとともに、家庭ごみ、空缶、廃材及び廃車等廃棄物の適正な処理又は管理の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 町民等は、この条例の目的を達成するために行う町の施策が効果的に行われるように協力するものとする。

(町の責務)

第四条 町長は、第一条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- 一 生活安全に関する啓発
 - 二 町民等の自主的な安全活動に対する支援
 - 三 生活安全に寄与する環境の整備
 - 四 犯罪被害者等への支援
 - 五 その他この条例の目的を達成するために必要な事項
- 2 町長は、前項に掲げる事項を実施するときは、町の区域を管轄する警察署の長その他該当事項の実施に関する団体の長との緊密な連携を図るものとする。

(重点施策)

第五条 町長は、前条の対策を実施するにあたっては、次の各号に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- 一 住民の生活安全意識の高揚
- 二 内灘町暴力団排除条例(平成二十四年内灘町条例第一号)第四条に定める暴力団排除のための施策の推進
- 三 高齢者及び障害者の生活安全対策
- 四 暴走族根絶運動の推進

- 五 犯罪、事故及び火災等災害の未然防止に配意した環境の整備
- 六 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- 七 犯罪被害者等の権利及び利益の保護を図るために必要な情報の提供、相談、広報、啓発その他必要な支援
- 八 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要と認める施策
(指導)

第六条 町長は、第三条第二項から第五項に規定する措置が十分でないとき
は、改善措置を講ずるよう指導することができる。

(協議会の設置)

第七条 町に内灘町生活安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、第五条各号に掲げる事項その他町民の生活安全確保に関する重要な
事項について、協議を行い、その推進に努める。

(組織)

第八条 協議会は、事業者、学校関係者、関係行政機関、関係団体、町職員及び公
募により選出された町民の二十人以内をもって組織する。

2 委員は、前項の中から町長が任命又は委嘱する。

3 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 委員の任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の職務)

第九条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第十条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

(庶務)

第十一条 協議会の庶務は、総務部総務課内において処理する。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年一二月一六日条例第三一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(内灘町暴走族根絶運動推進条例の廃止)

2 内灘町暴走族根絶運動推進条例(平成十一年内灘町条例第十九号)は、廃止す
る。

(内灘町暴走族根絶運動推進会議規則の廃止)

3 内灘町暴走族根絶運動推進会議規則(平成十一年内灘町規則第十号)は、廃止
する。

附 則(平成二四年三月三〇日条例第一号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年三月二六日条例第二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年三月二七日条例第二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。